

令和2年蘭越町議会第3回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和2年 5月15日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時18分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	金安 英照	2番	田村 陽子
	3番	永井 浩	5番	向山 博
	6番	難波 修二	7番	赤石 勝子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

5番 向山 博 6番 難波 修二

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
税務課長	竹内 恒雄	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育次長	田縁 幸哉	会計管理者	小木 利夫
総務課参事	渡辺 貢	農業委員会事務局長	木村 恭史

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書 記 和田 慎一

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第4 議案第1号 蘭越町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 令和2年度蘭越町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第3号 令和2年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第4号 令和2年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 承認第1号 閉会中の継続調査申出書(総務文教常任委員会所管事務調査)

○議長(富樫順悦) おはようございます。ただ今の出席議員は9名であります。これより令和2年第3回蘭越町議会臨時会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布しておりますので御了承願います。

○議長(富樫順悦) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番向山議員、6番難波議員を指名いたします。

○議長(富樫順悦) 日程第2、会期の決定を議題とします。議会運営委員長からお諮り願います。 「7番、赤石議員」

○7番(赤石勝子) 令和2年第3回蘭越町議会臨時会の開会にあたりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。会期は、本日1日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり執り行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、1日間とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。金町長。

○町長（金秀行） 第3回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、御多用の中、議員皆様方の御出席を頂きまして本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。第2回蘭越町議会臨時会が開催されました、4月28日以降の行政報告につきましては、お手元に資料として配布をしております。また、新型コロナウイルス感染症予防対策による会議、さらには事業の中止等の資料も作成をいたしておりますので、お目通しを願いたいと思っております。今回特に行政報告はございません。

本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明申し上げます。議案第1号につきましては、蘭越町税条例の一部を改正する条例について、議決をお願いするものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制措置に係る地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、蘭越町税条例につきましても所要の改正が必要であり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第2号につきましては、令和2年度蘭越町一般会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ5億5,646万3,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では、地域主導型再生可能エネルギー推進事業委託料2,590万9,000円、また、16目新型コロナウイルス感染症対策費を新設し、雇用対策を踏まえた修繕料1,623万円、消費喚起対策事業・プレミアム商品券補助金2,300万円、

休業等協力金510万円、子育て世帯への臨時特別給付金499万円、また、17目特別定額給付金事業費を新設し、特別定額給付金4億6,370万円など、合わせまして5億6,980万5,000円の追加。民生費では、介護保険サービス事業特別会計繰出金43万3,000円の追加。衛生費では、消耗品費680万円の減など687万5,000円の減。商工費では、シェルプラザ港縁石修理350万円の減。土木費では、町道小南部川沿線側溝修理ほか340万円の減など、なお、ただ今申し上げました、衛生費から土木費の減額につきましては、16目の新型コロナウイルス感染症対策費に予算を組み替えるものでございまして、歳出総額5億5,646万3,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金、昨年度から糶殻等を活用したエネルギー構造高度化転換理解促進事業補助金3,324万5,000円、特別定額給付金給付事業費補助金4億6,370万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,054万8,000円など、歳入総額5億5,646万3,000円を充当するものでございます。

議案第3号につきましては令和2年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ43万3,000円の追加をお願いするものです。

歳出では、高齢者センターめなマイクロバスの修繕料43万3,000円を追加し、歳入では、一般会計繰入金43万3,000円を充当するものでございます。

議案第4号につきましては、令和2年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入、款項の内訳変更をお願いするものでございます。歳入につきましては、国庫補助金として二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が該当となりまして、777万7,000円を増額することから、交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金ほか777万7,000円を減額するものでございまして、この予算補正に伴う歳入歳出の総額の変更はございません。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。以上で、提案理由の大綱の説明を終わります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第4、議案第1号蘭越町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。「竹内税務課長」

○税務課長（竹内恒雄） ただ今、上程されました議案第1号蘭越町税条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

今回の改正理由は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制措置に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されましたことにより、蘭越町税条例につきましても、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料①蘭越町税条例の一部を改正する条例の概要により御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。また、法令及び条例改正に伴う条項の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

本条例では、第1条及び第2条により、蘭越町税条例の一部を改正する条例を改正するものでございます。

まずは、第1条による改正でございますが、附則第10条は、読替規定でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する規定を整備する改正であり、公布の日から施行するものです。内容につきましては、第2条による改正で御説明いたします。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定でございます。第27項は、法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合を0とするものでありまして、生産性革命の実現に向けた償却資産に対する固定資産税の特例措置につきまして、新型コロナウイルス感染症影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、事業用家屋と構築物を追加し、適用対象を拡充する新規の規定であり、公布の日から施行するものです。

なお、今回の拡充等による固定資産税の減収額につきましては、全額国費で補填されます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定でございます。本特例の適用期限を6ヶ月延長し、現行法上、令和2年9月30日までが対象とされているところ、令和3年3月31日まで対象とする改正で、公布の日から施行するものです。

なお、この措置による軽自動車税の減収額につきましても、全額国費で補填されます。次に、2ページを御覧願います。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関する規定でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減収があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保、延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる特例措置であり、前年同期対比、概ね20%以上の減収で、一時に納付、納入が困難と認められる場合に適用され、納期限が到来しているものも遡及して適用するものです。

第2条による改正でございますが、附則第10条は、読替規定でございます。第1条による改正と第2条による改正でございます。

4ページを御覧願います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経済環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する措置でございます。

内容は、令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べ30%以上50%未満減少した者は、課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額50%以上減少した者は、課税標準となるべき価格に0を乗じて得た額となります。

この申請は、令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて、町長に申告した者に適用され、令和3年度の固定資産税課税分に限定したものです。

なお、この措置による固定資産税の減収額につきましても、全額国費で補填されます。2ページに戻ります。

附則第10条の2は、法律改正にあわせた改正であり、令和3年1月1日から施行するものです。次に、3ページを御覧願います。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例に関する規定でございます。政府の自粛要請を踏まえ、文化、芸術、スポーツのイベント等を中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税に係る対応ですが、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする規定の整備であり、令和3年1月1日から施行するものです。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特

別税額控除の特例に関する規定でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置であります。令和2年12月末までに入居できなかった場合でも要件を満たす場合には、適用期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できるものであり、令和3年1月1日から施行するものです。

なお、今回の適用要件の弾力化による措置分につきましても、全額国費で補填されます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 「6番、難波議員」

○6番（難波修二） 軽減策とそれから猶予と二つの、大きく言って、あると思うんですけど、2点お尋ねしたいと思います。

猶予の関係なんですけど、全ての税目で1年間の徴収猶予をできるという、そういう措置を取っているということです。それでその猶予、例えば令和2年度分を1年間猶予しますよということになるわけですね、そういう方については。申し出があった場合はするということなんですけど。その場合のその、会計処理上の対応と言いますかね、例えば通常だと年度内に納められなかったら、滞納分ということで未収でやっていきますよね。そういう扱いでやっていくのか、それとも明らかに今年度分は猶予した分ですよということで、その分を例えば最後に繰越をすると、そういう措置を取るのかというあたりが、どのようになるのかをちょっと教えてほしいということです。なんかこう、通常通りの、猶予をしてももらったんだけど、いわゆる納めなくて、滞納みたいにそういう形で前年度の未収分みたいのにして処理をされると本人としては残念だろうなと、そんな所がちょっと感じるんですけど、その辺の会計処理上の扱いがどういうふうになるかをお尋ねしたいと思います。

それから、税とはちょっと別なんですけど、例えばこれ以外にも国保の保険料とか、それから例えば水道料金なんかももしかしたらそういう対応にしていくのかどうか、この税以外のいわゆる関わるようなもの、使用料・手数料とか保険料とか、そういうものでそういう対応しなければならぬものが、税以外に何かあるとすればどういうものがあるのか

ということが、教えていただきたいということ、この2点お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 竹内税務課長。

○税務課長（竹内恒雄） まず、1点目の会計処理の形ですけど、国の方からについてはまだそこまで来ておりません。このままいくと、入ってきていないものについては未収入という形でなるのかなと。

ただ、今後全国的にどれだけ申請がこれから来るのかという形もございまして、その一定の中で取扱いについて、今後出てきた場合はそれに沿う形で会計処理をしていきたいと思っておりますけども、まずは国の、道のほうの形を確認しながら適切に進めていきたいと思っておりますので、御理解をしていきたいと思っております。

2点目の、今回は税条例の改正ということで国保税だとか後期高齢者に係るものだとかいう形についてはここには入ってございません。

現行ある、それぞれの条例に基づき、それにはないものについては要綱で定めるという形が国から来ています。現在、国保については、国保税条例の中にいろいろ規定がありますので、それで網羅できる点、それから網羅できない面については要綱で処理をしたいというふうに内部でも考えているところでございます。

国民健康保険につきましては、現在、猶予もできるんですけど、猶予のほかに減免するという措置が現在来ています。今回それにつきましては、6月15日に発布する段階で、影響出る方につきましてそれぞれ減免を受ける形で進めていきたいというふうに内部で考えてございます。

この関係につきましても、猶予の関係につきましても、できるだけ町民のほうに、今あるものについて速やかに周知をしていきたいと思っておりますし、中にその減免の関係についてはしっかりと、今、各町村から国の方に、これはどうなんだ、これはどうなんだという形でまだ定まっていないものがけっこうございまして、それらを確認しない中で先にしてしまうと、いろいろ混乱する場合がありますので、まずは今回の5月につきましては猶予の関係について、町民のほうへお知らせし、減額等に伴うものについては6月、切符頃に合わせて2段目として周知をしていきたいというふうに、税務課としては内部でそういう考えで調整をしておりますので、御理解をしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番（難波修二） 税の関係についてはわかりました。国保税もそういうことで、第2段で対応していきたいと、そういう事になるだろうということでした。それで例えば、水道料とか、それ以外のものであるのでしょうか。それともないのでしょくか、その辺わかりましたら教えてください。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長

○建設課長（北山誠一） はい、ただ今の水道料、住宅料の関係だったんですけど、うちは国からそういうのがありましたら対応はするようにと通知は来ております。今、うちの町でも確認はしているんですけど、そういう住民からの問合せ等が無い状況なので、そういう問合せがあった場合は猶予だとかいうふうにして、対応を考えてございますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番（難波修二） どの程度の方が困窮をして、例えば水道料減免してほしいとか猶予してほしいとか、住宅料もそうだとということであれば、それはよくわからないんですけど、そういうことがあるということもわからない町民もおられるかもということ、もし国からそういう指示があるのであれば、そういうことで対応してますよというようなことも、もう少し周知をすることも必要ではないかなと、こんなふうに思います。ということで、今後に向けてその辺の対応についてお考えがあればお聞かせ下さい。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

今回、税条例の改正については、今日、行政協力員の文書でこういう町民宛の周知のチラシを配布する予定となっております。

議員がおっしゃった水道関係ですね、その分についても、国からこういう通知が来るという分については町民になんらかの周知は必要だと

考えておりますので、その辺の所は内部で十分検討しながらですね、そういう周知方法について検討してまいりたいと考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。 「3番、永井議員」

○3番（永井浩） 二つほど、今の難波議員の話にもありましたが、猶予の問題です。今年払いません、来年になったら何とかなるということは前年度の分も一緒に払わなければならない、相当負担になる。それとおそらく、今の、うちは商売やっていますと必ず、納税業者ですよと証明する書類を取引業者だとか銀行等に出すんですけど、その時に未納税業者となっているだけで、もう取引は停止になるということですね。

そこにおそらく、例えば普通の一般企業というか、蘭越でも、私の所も小さいですけど、おそらく延滞猶予というのは無理してでも出さないと思うんですよ。なぜかと言ったら、内容の悪い会社ということで、税も納められない会社、いくらコロナの問題もあっても、税が納められない会社というのは将来見込みがないということで、取引停止だと、また大変な事になる可能性がある。これは国の施策なので今後どうなるかわからないんですけど、たとえばその時に証明書が、これはコロナの対策上ちょっと払えない、未納業者ではないみたいなんです、あくまでもコロナ期間で猶予してますという、そういう証明書を出す可能性も出てくると思うんですけど、その辺についてどういうふうに思うかということと、この軽減措置の流れ、イメージ図なんですけど、ここにある、認定経営革新等支援機関等って書いているんですけど、これには、一定の実務経験を持つ支援機関など、税理士、公認会計士、弁護士など、この、などには商工会は入りますか。というのは、蘭越の業者はほとんど、大体3分の、半ぐらいかな、商工会で会計処理を、特に小さい所はしてもらっている所がありますから、これ、商工会認定してもらわないと、弁護士、公認会計士、税理士、再度頼むとなると、それなりに相応の報酬が発生するし、まして、新規の場合は、会員でない場合はもっと高いことが、報酬を取られることになるので、その辺についてお伺いをします。

○議長（富樫順悦） 竹内税務課長。

○税務課長（竹内恒雄） まず、2点の御質問にお答えいたします。

証明の関係につきましてはまだ、こういうふうに取り扱ってくださいという内容については国・道のほうからまだ来ていないという状況です。

確かにおっしゃるとおり、いろんな形で、住宅に入る場合、いろんな形で、納税証明をください、それから来年の2月には指名の受付の関係も出てきます。そうなる納税証明必ずってなりますから、そういう形で未納があるという形については指名の段階でのチェックの中で外れていく関係もありますので、これについては今後十分、それらをふまえて、適切な対応ができるよう確認をしていきたいと思っておりますので、その点については御理解をしていただきたいと思いますと思っております。

それから2点目の、固定資産税の2分の1、または0とする形の中の、認定経営革新等支援機関ですけども、これを作った段階については、国から初め来た時に、中ほどに書いてます、カッコ書きで書きましたけど、税理士、公認会計士、弁護士などという形で表現がありました。昨日ですね、この関係について、新たに、今おっしゃられたとおり、商工会、それから金融機関、これらもここの中に入れるという形で来ています。

それから大きな企業さんであれば、税理士の中で進めている形がありますから、その中で、提出する書類もまだ決まっていない、国はそれを決まった段階で速やかにおろしますという形で、様式等もまだ定められていない状況ですけど、これが来た段階で周知をしていきますし、また、税理士さんを使っている会社以外で、個人でやられている分についても、金融機関だとか商工会とか幅広く認定の関係が、中で書類を作成できて申請していただけるというかたちで現在思っておりますので、それらについても十分周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町税条例の一部を改正する条例を採決いた

します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第5、議案第2号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。「小林総務課長」

○総務課長(小林俊也) ただ今、上程されました、議案第2号令和2年度蘭越町一般会計補正予算第3号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は、62億13万6,000円で、歳入歳出それぞれ5億5,646万3,000円を追加し、67億5,659万9,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 5目企画費、補正額3,324万5,000円。特定財源の国・道支出金3,324万5,000円は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で、昨年度から粃殻を利用した熱利用の実証を行っておりますが、2年目となります今年度も農産物生産システムの確立、販路確保調査など、事業の継続を申請し、内示を受けたものです。昨年度は、粃殻ボイラー熱を利用した冬季のトマト栽培の実証を行いましたが、今年度は、粃殻圧縮成形機等の不具合の改良を含め、他の需要の高い野菜類での実証を行い、農産物の生産・管理の事業化に向け推進するものです。10需用費636万8,000円。修繕料で粃殻圧縮成形機の目詰まり解消及びボイラーの熱量の向上の改良を行うものです。12委託料2,590万9,000円。地域主導型再生可能エネルギー推進事業委託料で、調査、実証及び技術指導等を委託するものです。17備品購入費96万8,000円。小規模ハウスでの実証に必要となります簡易ボイラー2台を購入するものです。

次に、16目新型コロナウイルス感染症対策費で、新型コロナ対策として行われる事業について明確に区分するため、新たに目を設定させて

いただき、前回までの補正の承認及び議決いただいた事業等につきましても、予算の組み換えも含めて補正するもので、こちらの科目につきましては、本日お配りいたしました参考資料にて御説明いたしますので、御覧のほう、お願いいたします。

補正額は6億6,038万8,000円。歳入ですが、特定財源、国・道支出金6億6,008万8,000円のうち、新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金6,054万8,000円です。5月1日に交付限度額の通知があり、人口、感染状況、財政力等を踏まえ、本町は6,214万7,000円となっております。実施計画を提出し、交付されることとなりますが、再分配拡充もありえますので、この先も必要性が見込まれる事業も検討し、提出していく考えであります。

次に、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金499万円、同じく事務費補助金55万円は、児童手当を給付する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を支給するもので、事務費分につきましても補助対象となるものです。給付事業につきましては、事務を進めておりました、18日には申請等が必要となる公務員を除く世帯への支給を予定しております。特定財源のその他2万5,000円は、社会保険料です。

それでは歳出になりますが、1点目、蘭越らぶちゃんふるさとエール便事業で、外出自粛により帰省できない学生に、マスク、お米、三升漬、漬物を送付し、少しでも帰省した気持ちになって頑張ってくださいと事業として、4月27日から実施し、50件の申請となっております。総事業費は、18万5,000円で、お米等消耗品、郵便料が経費となっております。2点目、図書カード配布事業として、乳児から中学生まで、1人5,000円の図書カードを配布し、外出自粛等が実施される中、絵本や参考書等を購入し、過ごす時間を少しでも有意義に活用できるよう支援していくもので、事業費は、対象者470名分の図書カード、消耗品費235万円です。3点目ですが、休校時給食支援事業として、小学校、中学校の休校時の食事提供として、給食センターで調理したお弁当を生徒の自宅へ4回配布し、保護者の負担軽減を図るもので、総事業費は、44万3,000円、弁当容器等消耗品7万7,000円、食材費として賄い材料36万6,000円です。4点目になります、施設内安全確保対策事業ですが、各学校、保育所、幼稚園、学童保育所の施設の安全・安心の確保を図るため、ハンディ型AIサーマルカメラ8台、非接触体温計6本を購入させていただくもので、総事業費は181万円です。サーマルカメラですが、カメラを人に向けると、顔を認識し、1秒で体温を測定するも

ので、接触せず、瞬時に正確に測定することが可能なため、検温する方のリスクの軽減など、施設内の安全確保対策として購入するものです。

2 ページ目になりますが、5月1日、商工会長が来庁され、新型コロナウイルスにより影響を受ける事業者への経営支援、経済対策について、要望書の提出があり、その後、商工会と調整をいたしまして、事業化しております。5 消費喚起対策事業の1点目ですが、広告・販売促進事業として、広告のチラシに500円を4枚分、2,000円のクーポン券を付け、全世帯へ配布するもので、事業費は、クーポン券分460万円及び広告作成第23万円、総額483万円です。2点目は、プレミアム商品券事業として、1万円、1万5,000円分の買い物ができるプレミアム商品券を発行し、町内の消費喚起を図るもので、一人、2セットまで購入可能といたします。総事業費は、最大1人1万円助成となりまして、人口の半分、2,300万人と試算して、総額2,300万円としております。

次の、6休業等協力金事業、総事業費は510万円ですが、感染リスク低減に取り組む事業者へ、道の休業要請に準じて10万円から30万円の協力金を助成するもので、飲食店、学習塾等25件を想定しています。

7 建設業等経済対策事業ですが、新型コロナウイルスの影響により、事業者への工事受注数など、例年より減少していることから、必要性の高い補修事業を早期に実施することで、町内事業者の雇用の維持等を図ることを目的としており、緑が丘にあります教職員住宅修繕693万円、また地域からの要望もございまして、土側溝が深く、子供たちなど通行人が落下すると危険なため埋め戻しを行う、緑が丘3号線排水整備補修240万円を新たに補正をお願いするものです。

次に、国の事業になりますが、8子育て世帯への臨時特別給付金事業で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯の生活を支援するため、児童一人当たり1万円を支給するもので、総事業費556万5,000円、給付金が499人分で499万円、その他事務費として55万円を補正するものです。

9 予算の組換えですが、4月27日開催されました、臨時議会において、補正予算の承認、議決をいただいたマスク購入費など、コロナ対策に係る経費1,377万5,000円につきましては、予算の組換えを行い、必要な交付金の充当をしております。

以上、新設しました16目新型コロナウイルス感染症対策事業費として補正をお願いするものです。

申し訳ありませんが、補正予算議案書8ページにお戻りください。

次に、予算規模が大きいため、新たに目を新設させていただきました、17目特別定額給付金事業費、補正額4億7,017万2,000円。特定財源国・道支出金4億6,991万9,000円は、特別定額給付金給付事業費補助金4億6,370万円、同じく事務費補助金621万9,000円です。その他25万3,000円は、社会保険料です。

新型コロナウイルスの緊急経済対策として、一人当たり10万円の給付を行うものですが、事務費及び給付金について補正をするものです。

なお、事務のほうはすでに進めておりまして11日から申請を受け付けており、18日から随時給付していきたいと考えております。

対象者は、2,363世帯、4,637人となっております。昨日までで、1,443世帯、61%の方が申請のほう済んでおります。

1報酬188万6,000円。会計年度任用職員報酬で、給付事業に係る事務を行うため、補正するものです。3職員手当等136万円、給付事業に係る職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当です。4共済費51万3,000円。社会保険料です。10需用費80万円。消耗品費で、申請書用の用紙等の購入です。11役務費76万1,000円。郵便料50万円、次のページになります。振込手数料26万1,000円です。13使用料及び賃借料20万円。複写機使用料です。

15原材料費5万円。飛沫感染予防用スタンドの作成のためアクリル板等の購入費用です。18負担金補助及び交付金4億6,460万2,000円。システム改修負担金90万2,000円、特別定額臨時給付金4億6,370万円です。

3款民生費 1項社会福祉費 3目老人福祉費 補正額43万3,000円。27繰出金43万3,000円。介護保険サービス事業特別会計繰出金です。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費、補正額687万5,000円の減。3職員手当等27万5,000円の減から、10ページになります。10需要費660万円の減まで、2款新型コロナウイルス感染症対策費へ組換えしたものです。

7款商工費 1項商工費 8目道の駅費、補正350万円の減。2款新型コロナウイルス感染症対策費への組換えによるものです。

8款土木費 2項道路橋りょう費 2目道路維持費、補正額340万円の減。こちらも2款新型コロナウイルス感染症対策費への組換え分です。続きまして、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

16款国庫支出金は説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額1,306万7,000円の減。1繰越金1,306万7,000円の減。前年度繰越金です。

22款諸収入は、説明を省略します。以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 7ページの、小さい額かもしれませんが、原材料費アクリル板の購入が2項目、こちらの7ページのアクリル板の所と、9ページの特別定額給付金の事業の中のアクリル板、2項目分かれているんですけど、役場の各窓口にあるのは目にしますし、これなんで2項目分かれているのかということと、もう一つは郵便局なんかに役場から来たということ置いて下さってということみたいですけど、民間と言えば民間ですよ、郵便局もね。そこに対する、あそこに持って行ったという決定の経緯というか、やはり民間には民間でやる部分というのも、各対策、民間の人がやっていると思うんですけど、郵便局だけ役場からそれが来てるということが、大きな問題はないかもしれませんが、その郵便局はあくまでも民間企業なので、そこへの、使って下さいという経緯を聞きたいと思います。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 1点目になります。役場、2項目で予算科目分かれているということなんですけど。こちらのほうですね、事務費のほう、子育ての給付金と定額給付金のほう、それぞれ事務費のほうにあたるということになります。それで、厳密には分けようがないんですけど、その二つの事務費、国から入ってくる事務費を使って窓口対応の部分をこちらのほうにあてがおうということで、二つの科目に分けて一応設置させていただきました。あと民間の、窓口の関係なんですけど、蘭越郵便局と目名と昆布、入れさせていただきました。あとですね、信金のほうですね、信金のほうにも設置の方させていただいております。実は信金の支店長、郵便局の局長が来られた時に、これはどこで購入できるんだと、対策としてやっていきたいということもございまして、それであれば

ちのほう、営繕の職員おりました、そちらのほうで材料与えて作らせていると。安価に作れますので、一応それを提供していきたいということで話をさせていただきました。最終的には町民の感染予防にはなるんですけど、農協のほうにも声はかけたんですけど、農協は独自で対応されているということもありますので、しておりませんが、決定の経過としましては最終的には町民の感染予防ということで理解していただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 多くの町民の方が各地域で使われる郵便局なり、信金さんなり、役場と同じだなと思ったので、その所の経緯聞いたんですけど、町民の方の要望ということで理解はできますし、そこに関して問題ではないんですけど、その流れというかその所のちょっと説明がないとならないかと思って聞きました。あと、局なんかにも、それなら、消毒液なんかもないという話も局のほうで聞いてますし、そこに関して、町民への予防対策ということでしたら、そこへの1本なり2本なりの提供もあっていいかなというふうなことを考えておりますけれど、その所はどうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） ただ今の、手指消毒のアルコール分についての御質問だと思いますけど、前回の補正をしていただいて、今回組換えをしました。その中で、会社のほうには手配はしているんですけど、なかなか当初の予定どおり入ってこないだとか、また違うものに用意できるだとかあって、なかなか手指消毒に純粹に使える物がなかなか手に入らない状況になっておりました。昨日なんですけど、夕方連絡が入りまして、いつもの乳幼児の定期予防接種のワクチンを購入している会社とやり取りをしてまして、そこで今月の28日には、手指消毒に使えるアルコールが入ってくるという連絡を頂きましたので、その入ってきた量によりまして、町民に配るだとか各施設に配布するだとか対応を取らせてもらいます。ただ、まだおおよその量は、今報告ありましたけど、実際に入ってみないとわからないものですから、その辺十分いろいろと調整をかけて、なるべく使えるようにしたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。 「10番、熊谷議員」

○10番（熊谷雅幸） おおよそ、補助金と消費喚起についてのお話を、質疑をさせていただきます。私も、広告にチラシ2,000円分とかいろいろな事業をやっていただいたことを非常に評価をさせていただきます。

無料の商品券あったら、消費も換気できるんじゃないかと個人的には思っていたものですから、タイムリーな中でありがたく思っております。

そこで2点、商品券と絡めまして2点質疑いたしますけど、まずこれ、商工会の商品券とは違うような内容なのかということと、期限をどのように持っていくか、宣伝の方法をどうするかとこの点を一つと、プレミアム商品事業がありますけれども、非常に割増のある注目すべきものでございますけれど、おそらく、今お話されましたけど給付金が10何日、大体25から30ぐらいには入ってくるのかと思っておりますけど、この商品券、それよりも大分遅れてしまうと、ありがたみがないというか、どこかにお金使って税金払ってしまったとかそういうことになってしまいますので、この辺をうまくリンクさせていく必要があるのかなという気がしますね。この辺のタイミングを十分計りながらやっていく必要がある、私たちも議員の立場として、ぜひこういうのが、給付金が出たら商品券を買って町内の消費でということ、言いやすいためにもあんまりタイムラグがあると厳しいというように思いますので、この辺2点についてお伺いします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 熊谷議員の御質問にお答えします。

今回の消費喚起対策事業にあたりましては、商工会とも十分協議をしながら進めてきたところでございます。まず1点目の、プレミアム商品券の性質ですけど、基本的には蘭越町商工会の商品券、現状で使われているものと基本的には同じものを使用したいと考えております。

券の有効期限ですけども、基本的には法律で半年以内と決まっておりますので、その中で収まるようにしたいと考えております。また、販売の時期ですけど、2点目の御質問にも係わるんですけど、議員おっしゃるとおり、この10万円がプレミアム商品券によって11万円になると、そういう構想の中で話を進めてきておりまして、商工会でもその発想で

事務を進めてもらうようお願いをしております。ただ全国で北海道も当然ですけど、全国で現在、この商品券事業が発注されておりました、印刷業者のほうも最短でも3週間4週間かかるというふうに聞いております。

他社も、いくつかの会社にもあたってみましたけれど、なかなか繰り上げて実施ができないと返答がありまして、現在、商工会では6月の上旬から中旬くらいで始めていきたいというふうに現在、回答もらっていますけど、引き続き1日も早く実施できるようにお願いしていきたいと考えておりますので、御理解頂ければと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） まず2,000円のクーポン券につきましては、通常の券ですが、これはすぐ実施できますよね。期限も決められておりますし、半年の商品券ということですから当然このようになってますので、これについては十分、オフトークその他の通知で十分宣伝をしながらやっていければいいのかなと思います。先ほど今、別のプレミアム券について若干遅れ気味という話もありました。これ少し、やはりリンク、券を配って、給付金があたってから2週間ぐらいをめぐりにしていかなければ、日常のお金に使われる可能性も十分にありますが、この辺もう少しつめてお話をしていくなり、業者間のお話をしてほしいと要望があるので、この辺についてもう1回お聞きします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） プレミアム商品券につきましては、議員おっしゃるとおり、本当に1日も早くこの10万円とリンクして消費されるということが私たちも念頭に置いているところでございます。

商工会のほうには、本当に1日も早く事業が実施できますように印刷業者と協議していただくよう、お願いしているところでございますので、これにつきましては私たちも引き続きお願いしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） よろしく申し上げます。先ほど言ったように、2

週間くらいをめぐりに、十分に指導力発揮してお願いしたいと思います。
これで終わります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。 「3番、永井議員」

○3番（永井浩） 新型コロナ感染症対策費で10番、需用費なんですけれど、修繕料、教員住宅棟ほか1,623万円、これすごく蘭越町、本当にとってもいいことやってくれているんですね。本当に現金の、直接的な所得補償じゃなくて、やっぱり労働してもらって、町も見返りがあって、そして払うというとてもいい施策だと思うんですけど、先ほど議運終わって議員といろいろと話しましてですね、けっこう、何々線が穴あいてますよとか、川に生えてる木が多くなっててちょっと水が出たら大変な事がありますよとか、1年中濡れている道なんだよねとかって話を、通常の議員活動でなんとかありませんかという話を各議員さん抱えてるんですけど、その都度、建設課長とか総務課長に言ってお願いはしてるんですけど、なかなかちょっとそういうのが入ってないという話になりました。これからの枠として、この対策費の中として、この需用費がもっと膨れ上がるのか、それともこれはここで切って、通常の予算化して、需用費として予算化していくのか、その辺ちょっとお伺いしたい、まだまだ余裕があるので、その辺ちょっと確認したいのですが。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 永井議員の御質問にお答えします。

道路と河川の補修の関係だったんですけど、今回のこの対策事業では教員住宅だとか、春先に急遽、要望があった所、当初予算に載っていない場所ですね、その辺の整備をこのコロナ対策の事業としてやりたいということで、通常の補修、道路の補修、河川の中の木の伐採だとかは現行予算の方で対応考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） 先ほどの話で、経済建設の常任委員会やってるものですから、皆さんの話をまとめて、細かい仕事かもしれませんが、それをまとめて話をするのもどうだという話もあったものですから、今、建設

課長言われたように、通常の予算で対応していくという話はそれはそれでいいんですけど、今、この対策費はここまでで打ち切って、もう隙間はありませんよということなんでしょうか。その辺ちょっと確認します。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 今、示されている交付の限度額、先ほど言いましたように6,214万7,000円です。今回、充当かけたのが6,054万8,000円なんですけど、実はこれとまた別に、令和元年度で繰り越してるお金が、交付、それにあてられるのが50万円ございまして、交付限度額としてはもう、いっぱいいっぱいになっているというような状況でございます。ですけども、国のほうからも指示はあるんですけど、結局2次配分、再分配ありうるのと執行残等々も出てくるので、多めに、また、この間の先日の報道でも、また新たに追加もあるということも若干耳に入っていますので、その額を見ながら事業費の優先度、必要度を高めてですね、その中で細かい事業をつないでいければというふうに思いますので、御理解頂ければと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） コロナ対策も、直接給付の話がよく出てくるんですけど、直接給付だとなかなか経済に直接反映するかどうかというのはまだわかりません。そのままタンス預金になっても意味がないので、やはり仕事を出して、経済を回しながら活気を取り戻すということが大事だと思いますので、小さい町ですけど、小さい経済かもしれないですけど、やはり経済がまわるような仕組みで発注をかけたたり、新しい仕事を作ったりということで、経済活動を復活させてもらいたいと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

今回の新型コロナウイルス対策という部分の中で、本当に世界中がこういう大災害に見舞わされているという状況です。その中で町民に、理解を頂いて、そして自粛をして、なんとか蘭越町をはじめこの羊蹄山ろ

くについては感染者が出ていない、その分の中ではいろいろ感染対策というものを徹底して、まず最初に周知をかけながら行ってきました。

それと併せて、今、議員がおっしゃったとおり、その中で停滞する、次は経済対策をいかにしていくかということが重要になっていくと考えております。今後とも、町としては、感染予防対策と併せて、いかにこれからですね、協力金は協力金として、今回まず補正をさせていただきましたが、この後、やはり経済活力を推していくための対策を、それも重点合わせて早期発注含めて、内部で十分検討して行いたいということは対策本部含めて内部で十分話し合いをしながら進めていっておりますので、議員おっしゃられた、今日いただいた意見も十分参考としながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。 「6番、難波議員」

○6番（難波修二） 1点伺います。町長はじめ職員の皆さんは、感染予防対策あるいは様々な対策、それから今日提示されました給付事業ですね、大変この間、2月からずっと苦労されているなということに心から敬意を表したいと思ひます。私は、持続化給付金の事をちょっと聞きたいなと思ってるんです。これは直接町は関わらないことで進められているんですけど、永井議員のお考えとも重複する所とちょっと違う所とあるんですけど、実際に持続化給付金は収入が50%以上、下がった方々を対象に、法人事業で200万、個人事業で100万と、そういう資金をとということになります。その、他の自治体を見ても、この持続化給付金の上乗せを独自でやってる所ってけっこうあると思うんですよね。

それで、その持続化給付金の中身の、こういう所に異論があるとか、いろいろマスコミなんかのあれを聞いても、繁雑だとか時間がかかるとか大変だとかいうことをずいぶん聞きます。そこで今後に向けて持続化給付金のどのような、町内でどのような申請をして、あるいは漏れたとかこういう所について課題があるとかっていうあたりを、商工会できっと窓口になってやっていると思うんですけど、そういうあたりで、こういう所が町としてもカバーしてくれるとありがたいんだけどなという所が、もしそういう所があるとすれば、町の対策としてこの持続化給付金の上乗せ的な所を今後検討していくということも大事ではないかと感じております。先ほどの答弁の中で、今後新たな対応ということも、経

済対策も含めてやっていきたいという町長の答弁でしたので、マスコミ報道なんかでは臨時交付金の追加なんかもこれから、すでに指示をしてこれからまだ出てくるという、そういう情報がありますので、ぜひ今言われたように、経済をまわすためにはやっぱりその事業主の方々のお仕事をきちんと続けていけるような手立てを打つということが大事だなと思っているものですから、今後この持続化給付金の、町内での動向を注視をして、もし町として打つことがあれば、それについても考えていただきたいということをお願いしたいと思うんですが、何かございましたら御答弁頂きたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 持続化給付金の件でございますけど、議員、御指摘のとおり、いろいろ使い方にはいろいろ問題があって大変だというのは、私たちも商工会を通じて聞いてる所でございます。申請方法がオンラインのみということでございましたので、これにつきましては、商工会のほうにパソコンが使えない、そういった方にはケアしていただくように早い段階でお願いしているところでございます。

また、先般、道庁からも連絡がありまして、窓口を作るということで、オンラインができない人も対応できると、近々対応できるということで聞いているところでございます。最終的には倶知安にも、倶知安の商工会議所にもそういう窓口を作るといふふうには先般連絡が来てましたので、その辺を周知していければと思っているところでございます。また、持続化補助金、議員おっしゃったとおり、50%の減額、前年との差がなければ該当できないということで、当初そこまで影響がなかったというわけではないんでしょうけど、なかなか該当できないと、そういう事業所さんが多いとは商工会から聞いておりました。ただ、影響はこのとおり長引いておりますので、そういった所で引き続き該当できる所には積極的にこの制度を使ってほしいと思っております。これの上乗せにつきましては、内部で十分協議していきたいと思っておりますが、基本的には3月に議会をお願いいたしました、無利子での融資の制度、また今回お願いしております休業等協力金の中で、そういう所がケアできていければいいのかなと思っております。余談になりますけど、緊急経営対策の融資につきましては、現在のところ、23件で6,000万ほどの融資をしてると信金から報告を頂いております。今後、制度につきましては、そう

いった資金ニーズのある所に融資できるように金融機関や商工会にまたお話ししながら対応したいというふうに考えておりますので、御理解頂ければと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに。 「9番、柳谷議員」

○9番（柳谷要） 先ほどの田村議員の質問に関係して質問させていただきたいと思います。この郵便局、信金、そのほか、つい立の支出が課長から、町内すべての事業所という言い方になっていたか、ちょっと聞き違いかもしれませんが、実は、多少この場での思いつきの発言で恐縮なんですけど、実は商工会、商店などでもレジを置いて、お客さんとカウンター越しに会話をしながら支払いをしたり、カードありませんかとかって、対面、これ、飛沫感染を防ぐために、商店もそうなんですよね。

私は希望する商店、ケーキ屋さんも含めてですね、全て町でこの際手当したらどうだろうというふうに思っています。というのは、どんな洞察があるかということ、ウィルス感染というのは例えば、インフルエンザは予防注射、ワクチン接種、行政が通常応援して無料でやったり、一部半額、応援してやったりしていますよね。この終息以後の生活の哲学はどういうふうになるかということ想像すると、やはり私は対面の飛沫感染を防ぐという、そういうことが必要な時期、例えば12月、インフルエンザが流行する最初の時期、どういう手立てを我々の生活スタイルとして申し込んでくるのか、必ず専門家からそういう問題提起が出てくるのではないかというふうに思うんですね。ですから、やはり終息以後の我々の生活スタイルをどれだけ洞察しながら、今の施策を今の予算でやっていくかという、そういう考察っていうのは必要でないかというふうに思います。話が出ましたので、カウンター越しにレジを打つ時の、お金をやり取りをする時の、お客さんとの対面、飛沫感染を防ぐという、ほんのささやかなつい立ですね。余計な話ですが、農協ではハウス資材でもって厚手のビニールを、ビニール資材のパッカーで止めて簡単に作ってるんですよね。ですから、非常に体裁のいいアクリル板、ささやかなお金で、監査室にまでつけてくれたというね、そういうこと、職員の皆さんの発想というのが非常に感謝しておりますけど、そういうことを町民の生活の中にできないものかということ、検討いただきたいということでございます。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 「ちょうない」、と言いましたのは役場庁内のことを言わせてもらったので、蘭越町内ということではなかったんですけど、柳谷議員言われるように、今回のコロナの事でかなり生活様式等々、いろんな面で変わってくるかと思えます。そういう中でこういう、つい立等も、対策等も必要となってくると思えますので、検討のほうはさせていただきたいと思えますので御理解願います。

○議長（富樫順悦） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第3号令和2年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「山下健康推進課長」

○健康推進課長（山下志伸） ただ今、上程されました議案第3号令和2年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

この会計の現在の予算総額は、6,671万円で、この総額に43万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,714万3,000円

とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧下さい。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 2目通所介護事業費、補正額43万3,000円。10需用費43万3,000円。修繕料で、高齢者生活福祉センターめなで使用しています、利用者送迎用マイクロバスの自動ドアが、開閉スピードが遅くなる不具合が発生し、併せて自動ドアと連動する乗降用ステップが正常な位置に収納されない状況となり、使用できないことから修理するものです。

次に、歳入について御説明いたします。5ページを御覧下さい。

2款繰入金 1項繰入金 1目一般会計繰入金、補正額43万3,000円の追加。一般会計繰入金43万3,000円を追加し、歳出に充当するものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号令和2年度介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第4号令和2年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただ今、上程されました議案第4号令和2年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は3億2,750万円でございます。このうち、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり改めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳入を御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

1款事業収入 1項事業収入 1目事業収入、補正額7万7,000円の減。9節売店売り上げ7万7,000円の減でございます。

2款国庫支出金 2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金777万7,000円。一般会計でも説明しましたが、経済産業省より二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が幽泉閣の温泉熱利用ボイラー改修設計事業に採択されましたので、歳入予算に計上します。

これにより、予定していました財政調整基金からの繰入770万円を減額します。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号令和2年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第8、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務調査について閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和2年第3回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会 11時18分